

一般社団法人日本農業機械化協会 役員給与規程

平成 14 年 5 月 28 日制定

平成 23 年 5 月 25 日改正

平成 25 年 4 月 1 日改正

(趣旨)

第 1 条 一般社団法人日本農業機械化協会役員の給与の支給に関する事項は、この規程の定めるところによる。

(給与の種類)

第 2 条 常勤役員の給与は、月額給与及び通勤手当とし毎年度総会の決議を経て、会長がこれを定める。

(給与の支給)

第 3 条 常勤役員の給与月額は次の通りとする。

専務理事 900,000 円 以下 (内基本給 600,000 円 以下)

2 通勤手当の額は、電車及びバス等通常の通勤に要する費用とする。

付 則 この規定は平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

社団法人日本農業機械化協会 役員退職給与規程（案）

平成 14 年 5 月 28 日制定

平成 23 年 5 月 25 日改訂

（趣旨）

第 1 条 社団法人日本農業機械化協会役員の常勤役員の退職手当の支給に関する事項は、この規程の定めるところによる。

（退職手当の支給）

第 2 条 退職手当は、常勤役員が退職した場合に、この規程の定めるところにより計算された金額を総会の決議を経て、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

（支給額）

第 3 条 退職手当の額は、その者の退職の日における給与月額のうち基本給に対し、満勤続年数と同数値を乗じて得た額とする。

- 2 前項の規定による退職手当の額は、その者の職務実績に応じ、これを増額し、又は減額することが出来る。

（在職期間の計算）

第 4 条 在職期間の計算については、1 年に満たない端数を生じたときは、1.0 をその月数に応じて按分する。

（退職給与引当金）

第 5 条 会は退職給与引当金として毎年度末における退職金を推算し、その額と既引当金の差額を毎年度積み立てるものとする。

付 則 この規程は平成 23 年 6 月 1 日より施行する。